

平成26年（2014年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成26年12月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年12月9日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倅規		

（うち早退議員）

16番 平野倅規

不 応 招 議 員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野 和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村 吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村 康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原 俊也
監 査 委 員	松 永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野 隆志
書 記	奥村 能行	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 奥村 仁	4番 樋口 泰生
---------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに平成26年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

去る12月1日に、初議会が開催され新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところではありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての権能を果たすために、最善の努力を傾注してまいりたいと決意する次第であります。

どうかよろしく願い申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適切、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶といたします。

東清剛議長

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のための欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

それでは、ただいまから平成26年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影、並びに報道関係者の撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程を朗読いたします。

平成26年12月紀北町議会定例会会期日程表。

第1日、12月9日、火曜日、9時30分 本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問の受付締切は、午後5時までとなっております。

第2日、12月10日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、12月11日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、12月12日、金曜日、休会、常任委員会予備日となっております。

第5日、12月13日、土曜日、休日。

第6日、12月14日、日曜日、休日。

第7日、12月15日、月曜日、休会。

第8日、12月16日、火曜日、休会。

第9日、12月17日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月18日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、12月19日、金曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第12日、12月20日、土曜日、休日。

第13日、12月21日、日曜日、休日。

第14日、12月22日、月曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となっております。

続きまして、議事日程を朗読いたします。

平成26年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年12月9日（火曜日）午前9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第64号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第 6	議案第65号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第 7	議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

- 第 8 議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例
- 第 9 議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）
- 第 13 議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2
号）
- 第 14 議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）
- 第 15 議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2
号）
- 第 16 議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 17 請願案件

以上でございます。

東清剛議長

これから、本日の会議を開きます。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 奥村 仁君

4番 樋口 泰生君

の両名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月9日から12月22日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間とすることに決定します。

日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月3日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会において提出された案件は、人事案件が2件、条例改正案件が5件、補正予算案件が5件、計12件となっております。また、請願1件を受理しております。陳情書2件につきましては、議員の棚に配付しております。

次に、一般質問についてであります。

通告書の受付時間は、本日、午前8時30分から午後5時までとなっております。質問の要旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第121条の規定によって、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、森本教育委員長、松永監査委員、その他関係課

長の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。三重紀北消防組合議会は12月24日、水曜日、午前10時からの開催。同じく12月24日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は12月26日、金曜日、午前10時から開催の予定であります。組合議員におきましては、出席よろしくお願いいたします。

次に、年末年始における行事予定であります。

12月1日から12月10日までの10日間で、年末交通安全県民運動が展開されます。運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶とあります。町民一人ひとりが交通事故防止を自らの問題として捉え、交通安全の各種行事に参加するなど、交通安全意識を高め、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月20日から12月28日までの9日間で、長島港前浜において、恒例の紀北町年末きいながしま港市が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に向け取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様、並びに議員におかれましても、イベントが成功に終わりますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、1月4日、日曜日、午前10時から、多目的広場で消防出初式が開催されます。

また、1月11日、日曜日、午前10時30分から、東長島公民館で成人式が開催されます。出席方、よろしくお願い申し上げます。

次に、常任委員会の開催についてであります。

10日から11日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整していただき、本日の会議の終わりに報告いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

報告は寄付金についてでございます。

本年11月に、「ふるさと寄付金」といたしまして、紀伊長島区ご出身で、現在、神奈川県に在住の岩崎幸雄様より100万円を、また、同じく紀伊長島区ご出身で、現在、東京都に在住の大久保豊様より100万円をご寄附いただきました。

心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

次に、損害賠償等請求控訴事件についてでございます。

平成25年7月11日に津地方裁判所で第一審判決がありました。損害賠償等請求控訴事件につきましては、同年の7月18日に判決内容を不服として、名古屋高等裁判所に控訴し、町の主張を述べてまいりました。

そして、平成26年11月26日、午後3時、名古屋高等裁判所におきまして判決の言い渡しがございました。

判決の主文といたしましては、1. 1審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 1審被告は、1審原告に対し、3,908万8,500円及びこれに対する平成7年5月31日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 1審原告のその余の請求を棄却する。

2. 1審原告の控訴を棄却する。

3. 控訴費用は、第1、2審を通じ、これを100分し、その1を1審被告の費用とし、その余を1審原告の負担とする。

4. この判決は、1項(1)に限り、仮に執行することができるという内容でございました。

この判決内容は、一部承服できないものでありまして、また、1審原告による差押えを認める仮執行ができるものとされましたので、急きよ翌日の11月27日に全員協議会、

臨時議会を開催していただき、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立並びに訴訟費用の議決を賜りました。

これを受けて、11月28日に、楠井法律事務所から最高裁判所へ上告に関する一連の手続きと、名古屋高等裁判所に対し、強制執行停止を求める中止手続きを行いました。強制執行停止の申立については、12月4日付けで却下する旨の決定がございました。

町といたしましては、今後、町政の混乱を招くことのないよう代理人弁護士と十分相談し、適切に対応してまいります。議員の皆さまにおかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願いを申し上げます。

以上をご報告いたしまして、12月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

今、町長から行政報告があつて、損害賠償等請求控訴事件についての報告を受けたんですけども、我々議員としてはね、11月28日に、27日ですか、全員協議会で弁護士も含めて説明を受けて、それで上告することによって、仮執行が、強制執行が停止するだろうということを受けて、説明を受けて、臨時議会で上告の議決をしたことなんですけども、それが説明と違って、今回、強制執行の停止ができなかったという、今、報告を受けたんですけど、これ一言で片づけられてね、これでは僕らではね、ちょっと納得できる部分があるんです。やはりちゃんとした説明をしてもらいたいと思うんですけど、その点について議長から、町長をお願いします。

東清剛議長

私も事情がわかりませんので、とりあえず暫時休憩いたします。

(午前 9時 45分)

東清剛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 46分)

東清剛議長

今、町長と協議した結果、別室で全協を、全協というか、説明を求める場を設定したいと思いますので、皆さんのご協力を、さっき議事進行いただきました平野隆久議員に、そのようなことで、進めさせていただきたいと、私が決定いたしましたので、皆さん賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

議事進行の議事進行になる、違う。はい、6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

字句の訂正もあるんですけどね、3を町長は控訴って、訴訟費用ですね、これ訴訟費用、間違えて言っています。それから、もう1点は、別室で全協ですね、うんぬんということはですね、テレビ放映されてないですよ。ここでやっていただかないとね、それがうんぬんとね、だから、別室で全協でやるということは、テレビに放映されないわけやから、テレビに放映されるように、やっぱりそれに関しては回答していただかないと、全町民がこれについてですね、非常にですね、何ていうんですか、関心を持たれておるんでね、全協でやるんやなしに、ここでしていただくのが本意じゃないかと、私は思いますけどね、議長。

東清剛議長

ただいま瀧本議員の議事進行でございますが、行政報告に対しての質問というのは、基本的にまずございません。そういう中でどのように計らうかということでして、本会議場で、テレビ放映のことを言われましたけども、もう1つ、これ執行部にしても、具体的に説明する内容は、今のところないと、私は報告を受けとるだけなものですから、協議はしてますけども、そういう中での報告なんで、詳しくは説明できない、今後の方針についてはできないと思うので、とりあえず別室でお願いしたいと思います。

東清剛議長

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

それやとね、代理弁護士と町長、執行部との結局、協議が詰まってないと、こういうことに至ったことについてね、それで今、言われたような報告ではですね、ちょっと非常に不本意ですわね。だから、明日の、明日というんかな、いわゆる一般質問の前でもですね、やはりテレビの前で言っていただくのがですね、町民に対する義務だと思うんですよ。だから、その辺、十分時間はあるんで、弁護士も弁護士なら、執行部も執行部だと私は思います。やはりどうなったかということ、きちっと説明せんとわかりませんよ。

特に私が、両区一体と言えるけども、海山区の住民にとってはですね、非常に全然わからんわけですね。その辺のところをですね、きちっとやっぱり本会議でもって説明するのが、私は本意だと思います。

東清剛議長

お答えします。よく事情はわかっておりますので、正式にどのようなことになる、どのような運びになるとは、私も弁護士先生のことですので、よくわかりませんので、それも含めて、町民の皆さんに報告するのはね、しっかりとした決定ができてからが、よかろうかなと思います。そのために、今回、暫時休憩いただいて、とりあえず執行部の説明を求めたいなど、私は考えております。いかがですか。よろしいですか。そういうふうに。

東清剛議長

暫時休憩いたします。

(午前 9時 51分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

東清剛議長

先ほど、町長の行政報告の中で、訴訟費用の部分を控訴費用と読み上げたそうなので、その辺の訂正をお願いいたします。

日程第5～日程第6

東清剛議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第5、日程第6の2件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

東清剛議長

お諮りします。

日程第5と日程第6の2件については、提案者より提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、一括して提案説明を求めることに決定しました。それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第64号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。平成26年11月30日をもって、岡本耕治氏が紀北町公平委員会委員を辞職されたことに伴いまして、後任といたしまして、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する、紀北町海山区便ノ山396番地 井上佐恵子氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第65号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。平成26年11月28日をもって、倉本和之氏が紀北町教育委員会委員の任期が満了となったことに伴い、後任として人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する紀北町紀伊長島区東長島2311番地8 河村幸信氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上2件であります。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

東清剛議長

以上で、議案の提案説明を終わります。

日程第5

東清剛議長

日程第5 議案第64号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

なお発言の許可を求めるときは挙手をし、議席番号と氏名を述べてください。

それでは、質疑される方ありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第64号については、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、議案第64号については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6

東清剛議長

日程第6 議案第65号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで、討論を終了し採決します。

お諮りします。

日程第6 議案第65号については、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7～日程第16

東清剛議長

お諮りします。

日程第7 議案第66号から、日程第16 議案第75号までの10件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案10件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定します。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきましてありがとうございました。引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。健康保険法施行令等の一部改正に準じて、出産育児一時金の支給額を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号 紀北町海岸国有地審議会条例の一部を改正する条例であります。紀北町議会委員会条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 紀北町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。児童扶養手当法の改正に伴い、条例中に引用する条項番号を訂正することから、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,507万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ101億909万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億4,303万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億5,926万円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳出予算の組替をしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益

的支出について、水道事業費用を11万1,000円増額して、5億4万1,000円に、簡易水道事業費用12万3,000円増額して、1億6,165万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、10件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第66号、議案第67号の説明を求めます。

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

それでは、議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それでは、まず人事院勧告の内容につきまして、要点を説明させていただきます。

ご承知のとおり人事院勧告は、国家公務員と民間の給与水準を比較して、格差を是正するために行われるものであります。本年、人事院では民間事業所約1万2,400、約50万人の給与を対象とした調査を実施した結果、月例給につきましては、国家公務員のほうが1,090円、0.27%低かったことから、その差を埋めるため世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら俸給表の改定を行うというのが、まず1点目であります。

2点目が、特別給、ボーナスの支給率を比較したところ、現在、国家公務員の年間3.95月分に対し、民間は4.12月分ということであり、その是正のために0.15月分を勤勉

手当において引き上げるというものであります。月例給、ボーナス等も7年ぶりの引き上げ勧告となっております。

また、3点目として通勤手当につきましては、自動車等交通用具使用による通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえて、使用距離の区分に応じて引き上げることとされております。これらの勧告内容に準拠して、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本町職員の給与もそれに準拠した改正をしようとするものであります。

6ページから10ページは改正文であります。改正内容につきましては、11ページからの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、架線部分は今回改正しようとするものであります。

まず第16条 通勤手当の改正であります。第2項の第2号は、通勤のため自動車その他の交通用具を用いて通勤する職員に対する1カ月あたりの通勤手当額を定めたものであります。使用距離、片道5km以上について、イからスに規定するそれぞれの通勤距離区分に応じて、100円から7,100円の範囲で引き上げるものであります。

12ページをご覧ください。

第28条 勤勉手当の改正は、第2項第1号において、勤勉手当基礎額に乗じる率を100分の67.5から100分の82.5に、100分の15、0.15を12月給与分で引き上げるものであります。また、第2号の改正につきましては、再任用職員についての規定であり、同様に100分の32.5から100分の37.5に、100分の5、0.05を引き上げるものであります。

続いて附則の第12号の改正であります。13ページをご覧ください。

6級の俸給を受ける職員で、満55歳に達した職員は特定職員とされまして、月例給はその属する俸給から1.5%を減ぜられることとなっております。本附則はその特定職員の勤勉手当についても、勤勉手当の支給率に1.5%乗じた額が減ぜられるというものであり、支給率が改正されたことに伴い減じられる率が100分の1.0125から100分の1.2375に、100分の0.225引上げられるものであります。

また、最低号級に達していない場合の特定職員にあつては、減ぜられる額の計算は100分の67.5が100分の82.5になるというものであります。

続いて、別表（第4条関係）の改正であります。行政職員の給与表であります。14ページから17ページが改正後の給料表で、18ページから21ページが改正前の給料表であります。この給料表は国家公務員の給料表に準じたものであり、冒頭に申し上げました

とおり、若年層の適用号級の上がり幅を大きく、高年齢層の適用号級については低く押さえた改定となっております。

ここで申し訳ありませんが、10ページに戻っていただきたいと思います。

今回の改正にかかる附則の追加であります。

この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであり、4月に遡っての改定ということであります。ただし、第28条勤勉手当支給に関する規定は、12月のボーナス支給基準日である、平成26年12月1日から適用するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

堀秀俊総務課長

それでは、引き続きまして、議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。

議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

23ページから27ページは改正文であります。

今回の改正は、議案第66号と同様の理由から別途定められております現業職給料表を改正するものであります。

28ページから31ページは、改正後の給料表、32ページから35ページが改正前の給料表となっておりますので、お確かめいただきたいと思います。また、施行日等につきましても、議案第66号と同様に、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第68号の説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の36ページをご覧ください。

議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に準じて出産育児一時金の支給額を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正につきましては、国におきまして産科医療補償制度及び出産育児一時金について、平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療保障制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、掛け金額が3万円から1万6,000円に減額される予定であり、また、平成26年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。

これに基づき出産育児にかかる経済的負担の軽減を図るため、厚生労働省におきまして、健康保険法施行令等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例及び国民健康保険組合同約の一部を改正することとなったことによるものでございます。

37ページをご覧ください。

改正内容につきましては、第6条第1項中、出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項 施行期日は健康保険法施行令の改正期日にあわせまして、平成27年1月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、施行日前については、従前の例によるという経過措置を定めたものでございます。

38ページにつきましては、改正にかかる新旧対照表でございます。

以上で、議案第68号についての内容説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

東清剛議長

次に、議案第69号の説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の39ページをご覧ください。

議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例

紀北町海岸国有地管理審議会条例（平成17年紀北町条例第143号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年12月 9 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、紀北町議会委員会条例の改正により、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の41ページをご覧ください。

右が旧、左が新でございます。

第2条第1号中の委員を、総務財政常任委員から総務産業常任委員に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、改正後の紀北町海岸国有地管理審議会条例は、平成26年12月1日から適用するとなっております。

以上で、議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

東清剛議長

次に、議案第70号の説明を求めます。

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

それでは、議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

つきまして、ご説明させていただきます。

議案書の42ページをご覧ください。

議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。児童扶養手当法の改正に伴い、条例中に引用する条項番号を訂正することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

43ページは改正文であります。改正内容につきましては、44ページの新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また下線部分が今回、改正しようとするところであります。

児童扶養手当法の改正では、同法第4条第2項及び第3項に定める各号のうち一部の号について、今回の改正で新たに追加された第13条の2第1項及び第2項に規定する各号に整備されたことを受け、本条例に引用する条項番号に条ずれが生じたため訂正を行うものであります。

このため今回の改正により、本条例に内容の変更はありません。

改正部分であります。附則第5条第7項第1号につきましては、旧条例の第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号を、新条例の第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に訂正するものであります。

同じく第2号につきましては、旧条例の第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号を、新条例の第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に訂正するものであります。

また、附則によりこの条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の紀北町消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用するとしております。

以上で、議案第70号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第71号の説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成26年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,507万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億909万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は繰越明許費でございますが、知事選挙執行事業など合計322万5,000円を、平成27年度に繰越しようとするものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第3表は債務負担行為の補正でございますが、紀北町10周年記念史発行事業につきまして、期間を平成26年度から27年度、限度額を400万円として債務負担行為を追加するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

第4表は地方債の補正でございますが、1の追加につきましては、全国防災事業を限度額3,150万円として追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同様でございます。

2の変更につきましては、有利な起債への変更により合併特例事業の限度額を4,580万

円減額し6億5,560万円、事業の精査により緊急防災災害事業の減災事業の限度額は220万円減額し、1億7,670万円とするほか、臨時財政対策債は発行可能額の決定により、限度額を1,510万円を減額し、3億4,490万円とするものでございます。

続きまして、内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに、地方特例交付金6万3,000円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

第9款、第1項、第1目ともに、地方交付税は1億4,454万3,000円を増額し、41億6,663万5,000円とするもので、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は33万円の増額で、老人ホーム入所負担金の実績見込みによるものでございます。

11ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は73万円の増額で、障害者自立支援給付費負担金の実績見込みによるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金994万7,000円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付額の決定に伴う増額でございます。

第8目・教育費補助金842万3,000円の減額は、学校施設環境改善交付金の交付額の決定に伴うものでございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金は36万5,000円の増額は、障害者舗装具給付費負担金の実績見込みによるものでございます。

12ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金3,514万2,000円の減額は、地域少子化対策強化事業補助金の交付決定による14万4,000円の増額と、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金及び施設開設準備経費助成等特別対策事業費補助金の減額で、事業所の事業見直しにより取りやめになったための3,540万円の減額と、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の実績見込みによる11万4,000円の増額でございます。

第4目・農林水産業費補助金109万7,000円の増額は、農業委員会交付金及び中山間地域等直接支払事業費交付金の交付決定に伴う増でございます。

第7目・消防費補助金60万2,000円の増額は、災害対策事業に充当する、地域減災力強化推進補助金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金7,248万4,000円の減額は、財政調整基金より繰り入れをした一部を戻し入れするものでございます。

13ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第5項・雑入、第5目・過年度収入12万5,000円の増額は、福祉保健関係の障害者医療費国庫負担金の前年度精算交付金でございます。

第6目・雑入は1,492万2,000円の増額でございますが、紀北広域連合負担金の前年度精算金でございます。

第20款及び第1項が町債、第7目・消防債220万円の減額は、三重紀北消防組合通信司令室施設工事の事業完了による、消防デジタル無線整備事業債の減額でございます。

第8目・教育債1,430万円の減額は、主に小学校施設耐震補強事業債1,520万円の減額と、中学校施設耐震補強事業債90万円の増額は、ともに実績見込みによるものでございます。

第10目・臨時財政対策債1,510万円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、14ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は11万9,000円を増額し、1億1,316万円とするものでございますが、人事異動による組替や共済組合負担率の確定及び人事院勧告による職員人件費の精査によるものでございます。なお、今回の職員人件費等の補正による増減につきましては、他の科目におきましても同じ内容でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

それでは、15ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は294万1,000円を増額し、5億6,004万2,000円とするものでございますが、総合住民情報システム運営事業の財源更正のほか、特別職や職員及び嘱託職員等賃金でございます。

16ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は43万8,000円を増額し、5,911万6,000円とするものでございますが、紀北町10周年記念史作成に伴う事務補助員賃金等でございます。

第5目・財産管理費は97万円を増額し、5億3,035万6,000円とするものでございますが、集中管理公用車分のガソリン代の高騰及びE T C割引の廃止による高速道路通行料の増額によるものでございます。

第6目・企画費は98万1,000円を増額し、7,065万8,000円とするものでございますが、社会保障・税番号制度システム整備に伴う中間サーバー整備にかかる負担金でございます。

17ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は391万1,000円を増額し、8,119万3,000円とするものでございますが、税務一般事務事業の財源更正と職員人件費等にかかるものでございます。

18ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は233万4,000円を減額し、6,240万3,000円とするものでございますが、職員人件費等にかかるものでございます。

19ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は7万4,000円を減額し、666万5,000円とするものでございますが、職員人件費の補正でございます。

20ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は580万3,000円を増額し、9億5,498万5,000円とするものでございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金は財政安定化支援事業繰出金の額の決定等により、145万7,000円の増額と、紀北広域連合運営事業負担金236万4,000円の増額と、地域少子化対策強化事業は事業費決定による14万4,000円の増額ほか人件費等の精査によるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は894万6,000円を増額し、4億7,052万3,000円とするものでございますが、障害者介護・訓練等給付事業、障害者舗装具給付事業、21ページの障害者療養介護費給付事業、障害児育成医療費給付事業につきましては、平成25年度給付費の国県負担金の精査による返還金及び舗装具給付の実績見込みによる増額でございます。

第4目・国民年金事務費は22万増額し、1,232万4,000円とするものでございますが、職員人件費等の精査によるものでございます。

22ページをご覧ください。2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は3,072万6,000円を減額し、4億9,321万3,000円とするものでございますが、配食サービス事業として利用見込みの増及び町負担分の食品製造費の額の改定等による33万6,000円の増額と、老人福祉施設措置事業として、町外老人施設の入所者数増の実績見込みによる347万

1,000円の増額と、紀北広域連合から受託している地域支援事業の平成25年度精算による返還金72万4,000円の増額と、後期高齢者医療特別会計の職員人件費の精査による14万3,000円の増額と、介護基盤緊急整備等特別対策事業3,000万円、介護施設開設準備経費助成等特別対策事業の540万円の減額は、事業所の計画見直しによる取りやめになったためでございます。

第2目・養護老人ホーム費の618万4,000円を増額し、8,949万1,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費の60万円を増額し、3,001万7,000円とするものにつきましては、放課後児童クラブ対策事業の平成25年度補助金精算に伴う返還金の増額でございます。

第2目・保育所費の477万6,000円を増額し、3億7,563万4,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査、12万6,000円の増額と私立保育所保育対策事業の障害児保育事業利用者の増員等による196万円の増額及び児童保育事業の平成25年度補助金精算に伴う返還金269万円の増額でございます。

第3目・児童措置費の37万6,000円を増額し、2億765万9,000円とするものにつきましては、児童手当等支給事業の平成25年度交付金等の精算に伴う返還金の増額でございます。

25ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は251万円を増額し、1億9,514万1,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

26ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費の219万4,000円を増額し、1億6,456万4,000円とするもの及び27ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費の131万2,000円を減額し、660万9,000円とするものにつきましては、すべて職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費の97万8,000円を増額し、4,920万9,000円とするものにつきましては、農政総合企画事業の農地情報公開システム整備による108万円の増額と、中山間地域等直接支払事業の実績見込みによる2万3,000円の増額及び職員人件費の精査によるもの

でございます。

第5目・農地費は1万6,000円を減額し、6,418万6,000円とするものでございますが、台風18号及び19号により頭首口、用水路に堆積した土砂等の撤去等による、一般土地改良事業費75万円の増額と、28ページの有害鳥獣対策事業による76万6,000円の減額によるものでございます。

29ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費の40万円を増額し、3,341万円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・林業施設費は111万7,000円を増額し、2,738万4,000円とするものでございますが、台風18号及び19号により被災した林道を修繕するため、林道・治山関係事業を増額するものでございます。

第4目・町有林造成費は695万7,000円を減額し、5,843万3,000円とするもの及び、30ページの第3項・水産業費、第1目・水産業総務費の641万5,000円を増額し、2,171万9,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・漁港管理費は31万3,000円を増額し、2億4,879万4,000円とするものでございますが、漁港管理事業の光熱水費実績見込みによる増額及び海野漁港標識等レンズにクラックが生じたための修繕料の増額によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第1目・商工総務費の4万7,000円を減額し、5,541万9,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

第3目・観光費は2,400万円を増額し、1億5,995万8,000円とするものでございますが、古里温泉水中ポンプの故障による取替及び井内浚渫洗浄工事等の増によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は345万8,000円を減額し、1億1,088万5,000円とするものにつきましては、職員人件費及び道路法施行規則の改正に伴う道路構造物管理実務者研修の受講に伴う増額でございます。

33ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は2万6,000円を減額し、697万4,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・道路橋梁維持費は136万2,000円を増額し、6,762万9,000円とするものですが、嘱託職員等賃金の精査及び交通安全対策事業の道路照明電気代の実績見込みによる増額でございます。

34ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は24万1,000円を増額し、1,344万9,000円とするものにつきましては、職員人件費の精査によるものがございます。

35ページをご覧ください。

第8款及び第1項が消防費、第1目・常備消防費は、299万3,000円を増額し、6億868万4,000円とするものですが、三重紀北消防組合にかかる人勧等による人件費の増額などの歳出予算の増と、高速道路緊急支弁金の交付決定などによる歳入予算の減額に伴い、組合負担金が増額となったものがございます。

第4目・水防費は205万9,000円を増額し、905万6,000円とするものですが、災害警戒に伴う消防団水防警戒出動手当等の増額によるものがございます。

第5目・災害対策費は、987万9,000円を増額し、1億653万9,000円とするものですが、災害対策事業の災害警戒にかかる手当が867万3,000円の増額と、避難表示シール作成業務に120万6,000円の増額でございます。

36ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費の1,800万4,000円を増額し、9,316万9,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものがございます。

37ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、2,474万7,000円を減額し、1億5,559万8,000円とするものですが、小学校管理運営事業は電気料金実績見込みによる86万2,000円の増額と、小学校校舎等施設営繕事業は非構造部材耐震化事業実績見込みによる2,560万9,000円の減額でございます。

第2目・教育振興費は59万8,000円を増額し、2,522万8,000円とするものですが、対象となる要保護、準用保護児童の増加によるものがございます。

38ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、102万8,000円を増額し、6,615万3,000円とするものですが、小学校費と同様に中学校管理運営事業は電気料金実績見込

みによる95万7,000円の増額と、中学校校舎等施設営繕事業の財源更正及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

39ページをご覧ください。

第4項及び第1目の幼稚園費は717万を減額し、7,144万円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は227万6,000円を減額し、9,860万8,000円とするものにつきましては、職員人件費等の精査によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は262万3,000円を増額し、1億1,755万6,000円とするものにつきましては、学校給食センター管理運営事業及び給食施設管理運営事業は厨房機器点検結果による修繕等で216万3,000円の増額と職員人件費の精査によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第11款及び第1項・公債費、第1目・元金は32万9,000円を増額し、12億3,596万1,000円とするものにつきましては、利率見直し等によるものでございます。

第2目・利子は909万円を減額し、1億2,521万円とするものにつきましては、長期借入金利率見直し及び平成25年度債等の借入利率の決定に伴うものでございます。

次に、43ページは債務負担行為に関する調書でございます。

次に、44ページは地方債の残高見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明させていただきます。前年度末現在高は121億260万4,000円で、当該年度中の起債見込額が今回の補正後で15億5,420万円、当該年度中の元金償還見込額が12億8,654万5,000円であり、当該年度末現在高見込額が123億7,025万9,000円でございます。

続きまして、46ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、災害警戒に伴う消防団水防警戒出動報酬126万5,000円の増額及び長等の共済費計算見込みによる8万4,000円を増額し、補正後の増額としましては1億5,587万9,000円とするものであります。

47ページをご覧ください。

2の一般職につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う精査により、給料が440万8,000円、同じく人事院勧告及び人事異動等に伴うものと、災害対策等により職員手当

が1,729万4,000円の増額、共済費が精算見込みにより484万1,000円の増額、合計で2,654万3,000円の増額となり、補正後の総額としましては12億5,275万5,000円となります。

以上で、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第72号、議案第73号の説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,303万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、145万7,000円を増額して、1億4,909万7,000円とさせていただきます。

第3節・職員給与費等繰入金は、人件費の繰り入れにかかるものでございますが、人事異動や共済費の精算見込み及び人事院勧告等による職員人件費の精査によるものであり、28万4,000円を減額するものでございます。

また、第5節・財政安定化支援事業繰入金174万1,000円の増額は、金額の決定により補正するものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、24万2,000円を減額し3,674万2,000円とさせていただきますものですが、歳入で説明いたしました職員人件費28万4,000円の減額及び一般事務事業で、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の実績に伴う返還金4万2,000円を増額させていただくものでございます。

8ページをご覧ください。

第9款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・財政調整基金積立金は41万3,000円を減額するものでございますが、今回の補正を行うにあたり、財源を調整するものでございます。

9ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金の第1目・国庫支出金返納金は60万6,000円を増額するものですが、平成25年度特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

第2目・県支出金返納金は150万6,000円を増額するものでございますが、平成24年度財政調整交付金の精算による返還金90万円と、平成25年度特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金60万6,000円でございます。

以上で、議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

脇俊明住民課長

続きまして、議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,926万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきま
すので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金14万3,000円の増額
は、共済費の精算見込み及び人事院勧告等による職員1名分の人件費の精査分を一般会
計から繰り入れるものでございます。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金12万6,000円
の増額につきましては、修正申告による保険料過誤納金の還付金につきまして、三重県
後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

次に、歳出7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、14万
3,000円を増額でございますが、歳入で説明させていただきました職員1名分の人件費で
ございます。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金12万6,000
円の増額につきましても、歳入で説明させていただきました保険料過誤納金の還付金で
ございます。

以上で、議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

次に、議案第74号の説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾保健福祉課長

それでは、議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2
号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

予算総額の増額はございませんが、歳入予算の組替を行うものでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。

それでは、歳出予算についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、4万7,000円を減額し1億6,301万7,000円とするものであります。内容といたしましては、職員人件費の精査、人事院勧告及び共済組合負担率の改定等による増額と、嘱託職員等賃金の実績見込みによる減額を行った結果、4万7,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は4万7,000円を増額し、1,327万7,000円とするものでございます。内容といたしまして、職員人件費等で減額した4万7,000円を基金に積み立てるものでございます。以上で、議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第75号の説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を、ご説明いたします。

1ページをよろしくをお願いいたします。

平成26年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成26年度紀北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところ

による。

(収益的支出)

第2条 平成26年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款・水道事業費用、4億9,993万円、補正予定額としましては11万1,000円を増額し、5億4万1,000円でございます。第1項・営業費用、2億9,474万5,000円に、11万1,000円を増額し、2億9,485万6,000円でございます。

第2款・簡易水道事業費用、1億6,152万9,000円に対し12万3,000円を増額し、1億6,165万2,000円でございます。第1項・営業費用、1億1,949万4,000円に対し12万3,000円を増額し、1億1,961万7,000円とするものです。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第8条中(1)職員給与費「2億4,368万8,000円」を「2億4,387万円」に改める。

平成26年12月9日提出

紀北町長 尾上壽一

詳細につきましては、18ページ、19ページをお願いいたします。

今回の補正に関しましては、給与改定、人事異動による人件費のみの補正内容でございます。

平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画書、収益的支出、支出でございます。まず詳細からご説明させていただきます。

3目の総係費、11万1,000円を増額し、1億645万5,000円とするものです。内訳としましては、給料10名分でございますが、29万3,000円の減、手当等9万4,000円の増でございますが、主なものとしては扶養手当15万6,000円の減、期末手当20万3,000円の減、勤勉手当44万8,000円の増等でございます。賃金8万6,000円の増、この内容につきましては、通勤手当の増、それから共済組合負担金、負担率の確定に伴う修正増でございます。

法定福利費27万7,000円の増、三重県市町村職員共済組合負担金26万1,000円の増等でございます。厚生福利費1,000円の減、三重県市町村職員互助会負担金の減でございます。会費負担金としましては、5万2,000円の減、退職手当負担金等の減でございます。

その結果、営業費用としましては、11万1,000円を増額し、2億9,485万6,000円となります。また、1款の水道事業費用全体としましては、11万1,000円を増としまして、5億

4万1,000円となります。

続きまして、19ページでございますが、2款・簡易水道事業費用でございます。まず詳細につきましては、3目の総係費でございます。12万3,000円を増しまして、1,252万1,000円でございます。給料は1万4,000円の増、手当等は6万3,000円の増。法定福利費は4万3,000円の増、会費負担金は3,000円の増でございます。これに伴いまして、1項の営業費用は1億1,961万7,000円となります。

また、全体としまして2款・簡易水道事業費用でございますが、1億6,165万2,000円となります。

以上で、議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

東清剛議長

以上で、提案理由及び内容説明を終わります。

東清剛議長

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

(午前 11時 55分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第7

東清剛議長

日程第7 議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第66号の質疑をさせていただきます。先ほど、7年ぶりの増加ということで、人事院勧告に基づきという説明で、平均で1,090円、0.27%の引上げということだったんですけど、この7年間の推移はどうだったのか、少し詳しくお願いしたいと思います。

そして、成年層に大きく2,000円ぐらい上がったかなと、このあれを見て思うんですけども、55歳以上の方が同じようには上がってないような説明でしたので、55歳以上の方の状況についても、詳しくお願いします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まずですね、人勧のほうの経過といたしますか、これまでの移り変わりということなんですけど、合併後のあたりから、お話させていただきたいと思います。まず、平成17年度なんですけど、このときに0.36%の引下げというのがございました。その後ですね、19年度には0.35%引上げられたんですけど、21年度に0.22%、それから、22年度には、さらにまた0.19%、23年度が0.23%と引下げが続いてきました。

そして、ボーナスにつきましては、平成17年度当時が4.45月ということでありましたが、平成21年には4.15になりまして、平成22年度から25年度まで、今回、4.1になるまでは、3.95という状況が続いてきておりました。そういう経過をたどっております。

それから、あとですね、55歳以上の給与改定の部分なんですけど、議案の説明でも申し

上げましたが、55歳に達した職員、6級以上ということなんですが、6級で55歳に達した職員というのは、その俸級、6級の何号級というところの号級額から、1.5%を減ぜられるという、これも人勧から、そういうふうに決めさせてもらっているんですが、確か平成22年にそういうのが出されまして、それに従ってきているということでございます。

したがいまして、給与そのものがそういうふうには減ぜられますんで、勤勉手当につきましてもですね、それと勤勉手当の支給率をあわせたものが減ぜられるという格好になるわけでございます。

それから、給与法そのものにつきましては、やっぱり今ですね、やっぱり若年層のほうの給料を、それは民間の比較とも関係してくると思うんですが、手厚く上げてですね、55歳以上の年齢になりましたら、受けるような級につきましては、上がり幅が少ないと。もう高いほうの号級になりますと、今回の人勧でもゼロというふうなこと、そういうような格好になっております。以上であります。

東清剛議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

過去、7年間の特に21年から23年までは、たくさん下がったんですけども、数字で言われましても、ピンとこない部分もありますので、平均的なところで、この下がった合計は50万ぐらいかなとも思うんですけども、いくらぐらいになるのか、年間ですね。そして、今回1,090円、平均で上がったということで、55歳以上の方につきましては、上がったか、下がったか、はっきりしないような、ここにおられる課長職の方が、それに匹敵するのではないかと思います、町長にもお尋ねします。

人事院勧告は、こういう勧告が出ておりますが、部下である、手足である課長職のこの人事院勧告に対して、町独自で考えるという、そういうようなお考えがあったのかどうか、お伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町自体ですね、そういった根拠を持ち合わせていない部分があって、今までも人事院勧告にしたがってまいりました。そういうことで、人事院勧告がそういう民間とか、そういうものを根拠付けてきたものにね、従ってきたんで、我々も今回も従いたいとい

うことです。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

すいません。その下がった時の合計金額というのは、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、平均ですね、高い層も低い層も、全部含めた平均で、平成21年度ですと、15万4,000円、それから、22年度では9万4,000円、それから、23年度では1万5,000円というような格好でたどっております。

東清剛議長

よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

それでは、以上で質疑を終わります。

日程第8

東清剛議長

日程第8 議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑につきましては、分割して行うこととし、5ページ、第2表の繰越明許費から13ページの歳入全体についてと、歳出につきましては、14ページ議会費から、26ページ衛生費までと。それから、27ページ農林水産業費から最後までを3分割して行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようにお願いいたします。

それでは、まず、歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

本補正予算はですね、大きいものは地方交付税の1億4,400万円であります。それと、介護保険センターのですね、3,500何十万円が補正として減額になっています。1億4,400万円、これでいわゆる何ていうんですか、交付税の一般交付税が最後だということ、財政課長はお答えになりました。出納閉鎖はいつも6月末に行われるんですけども、それに間違いありませんか。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

はい、今回12月補正で上げました普通交付税につきましては、この額で決定しております。以上です。

東清剛議長

よろしいですか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出については分割して質疑を行いたいと思います。

まず、14ページ議会費から26ページ衛生費までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

15番 中津畑君。

15番 中津畑正量議員

15番中津畑。ページが22ページで、老人福祉総務費の中でですね、28番の拠出金、介護基盤緊急整備等特別対策事業3,000万円ですね、それと特別対策事業の540万円ですね、ここら辺については減額になっておられるんですが、この計画に基づいて、この補助申請みたいなのは当然やられておられると思うんですが、そこら辺では、こういうことってあり得るんですかね、この予算書を出すときに、減額で、その事業がなくなるというのは、どうなんですか、ちょっと。そのことをちょっとお聞きします。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。この介護基盤緊急整備等特別対策事業と介護施設開設準備経費助成等特別対策事業でございますけども、この事業は、小規模多機能型居宅介護施設をつくるものでした。ただ、これはですね、広域連合の第5期介護保険事業計画にも盛り込まれておりまして、平成26年度に、その事業所が行う予定ということで、予算も計上させていただきました。

ただ、その計画の進む中でですね、事業所さんのほうが、この小規模多機能を行うにあたり、人員確保が難しいと。募集を行っても、なかなか集まりませんと。そこで事業の見直しということになりました。ただ、そのあとなんですけども、この事業は見送らせていただきますけども、そのあとサービス向け高齢者住宅、これを建設すると。これに関しましては、この施設事業所の利用の方々からのご要望もあるとお聞きしております。

この補助金、県の10割補助なんですけども、これに関しましては、まだ申請前ということで、県のほうも了解いただいて、それで今回、事業所の取りやめということで、減

額させていただくものでございます。以上です。

東清剛議長

よろしい、15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それに関してね、実際にはこういう事業を行う方は、当然それなりの事業計画も持ちながら申請されると思うんですね。県の10割ということですが、こういう格好でやっても、県のほうも前やから、時間があるから大丈夫だということになるんか、それとも、今までもいろんな事業をやって、途中で直前にやめるということになりますと、相当そういうペナルティみたいなもんはないと思うんですが、県のほうとしても、どうしたのという話にならないのかどうか。それがないんだったら、別にどうということはないんですけどね、そういうところ辺では心配ないんですか。

東清剛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

これは計画に基づいて進めさせていただいておりましたけども、あくまでも申請前ということですので、ペナルティはございません。

東清剛議長

他に質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

14ページの職員の一般職員の給料、ほかのところも全てそうなんですけれども、人事院勧告に基づいての予算措置だという説明だったんですけども、4月に遡って、今回補正予算を組んだんですけれども、この中に職員の半数以上は臨時職員とか、嘱託職員なんですけれども、この方の職員の給料も含まれているのかどうか、お尋ねします。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

今回の人勧に基づく給与改定については、一般職員、正規職員の分だけです。人件費そのものはその人勧に基づくものですとか、人事異動があつて、それによって変わってくる部分ですとか、そういったもので計上しております。嘱託職員及び臨時職員につき

ましてはですね、また、この人勸を基にしてですね、来年度予算の中で検討をしていくということで、いろんな異動の中での、なぶりというのはやっておりますが、それを反映しての、なぶりというのは、嘱託職員については行っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

東清剛議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

来年度に向かって、予算措置をしていきたいということですが、職員、一般職員は26年度の4月分から上がるわけですが、一緒に働いておられる皆さんが、26年度の分がはたして、それに反映されるべきだと、私は思いますが、どうお考えなんでしょうか。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

言われることは、よくわかるんですが、当然、人勸でマイナスとかですね、そういったことがあった場合も、だからといって嘱託職員とか臨時職員の賃金を下げるとかということではありませんし、見直すのであれば、その年度で、新しい年度の中で見直していくということですので、それらを含めましてですね、これから検討していくということでございます、はい。

東清剛議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

たくさんの方がですね、以前に比べて臨時職員、嘱託職員の名で働いておられるので、検討していくということですが、是非、含まれる方向で検討をお願いしたいと思います。

東清剛議長

答弁ありますか。

7番 近澤チヅル議員

いえ結構です。

東清剛議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

続きまして、27ページ農林水産業費から45ページ地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありますか。

最後までです。45ページ、27から45。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは質疑させてもらいます。

まず27ページの、3点質問します。27ページの農政総合企画事業ということで、農業総務費ですね、ごめんなさい。13目の委託料で電算事務委託料が出ておるんですけど、これは農政総合企画事業ということで、かかった費用ということで理解していいのか。この農政総合企画事業の中身について、説明を求めます。

それと2点目、28ページの同じところの目のところで、事業補助金で有害鳥獣対策事業というのが、76万6,000円減額になっていきますけども、この要因について2点目と。

あと3点目、31ページ、これは商工観光費ですか、商工費の中の修繕料なんですけども、これは温泉施設管理運営事業ということで、2,400万円の金額が出ておるんですけど、これは説明ではポンプ故障ということで、主な部分はということで説明を受けたんですけども、このポンプ故障につきましては、どういう要因で、また前は修理なかったんか、はじめての修理なのかどうか。あったんなら、いつ頃の前に、以前あったのかどうか、この点についての説明を求めます。以上、3点です。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃられるとおり108万円の委託料につきましては、農政総合企画事業の分でございます。

そして、またこの農政総合企画事業につきましては、農業全般の振興と総合企画を行う経費というふうにとらまえてございます。それで、この委託料108万円につきましては、

全国農業会議が行う農地情報提供システムへの情報提供、情報公開を行うためのシステム整備というふうな委託料でございます。

そしてまた獣害対策補助金の減額につきましては、この事業につきましては、毎年10月末までに申請を行っていただいております。農地の、例えば、電柵等に要する資材費の2分の1を補助する経費が、今年度10月末をもって、今年度の分が終了いたしましたので、その精算見込みに伴う減額でございます。

以上でございます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

それでは、温泉施設の管理運営事業の修繕の内容につきまして、原因につきまして、まず説明させていただきます。この原因につきましてはですね、古里温泉の井内ですね、ポンプがですね、泥状のスケールといたしまして、温泉の場合スケールといいますけど、一般的にはスラッジとかですね、そういうふうに言われている泥状のものがですね、ポンプに付着しまして、それによってですね、モーターが動かなくなり、浴湯ができない状態になったものが原因でございます。

前回ですね、同じようなものがなかったかということなんですけども、昨年ですね、平成25年4月にも同様の事故、これは、この時はですね、そういった泥状のものが付着したということよりも故障ということで、ポンプの故障ということですね、それで同じようなケースで修繕をさせていただいたということがございます。以上でございます。

東清剛議長

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

まず1点目なんですけど、これは電算事務委託料は、農業振興するための農地情報システムをするための予算ということで理解したんですけども、これはつまり農地情報システムを整えた上で、今後、農業振興を進めていくと。農業振興をどういうふうな感じで進めていくかということは、まだ具体的には決まっていないということで理解しているんですか。その1点と。

あと3点目の修繕料、これは泥の詰まりがあったと。結局は何で泥が詰まるようになってくのかということが、まず1点目。いつ頃、これが起こったのか。早急にしなければ

ばいけないんやったら、しなくちゃいけないし、泥、いつこういう状況ができたのかと
いうことと。あと昨年7月やったっけ、今年、今年。

東清剛議長

去年。

14番 平野隆久議員

去年ね、去年の7月にポンプのあれが起こったと、4月、あっ、ごめん。去年の4月
やね。4月にポンプの修理はしたけども、泥の詰まりとは、また違ったんですよという
話やったんですけども、この4月はどういう原因で起こったのか。

だから、今回、泥の詰まりということなんだけれども、泥が自然と詰まってくるよう
やったら、その部品に問題があるのかどうか。今後も起こらんような改善で、これがで
きるのかどうか。これが一番大事になってくると思うんです。折角、直した、また泥が
詰まりましたよでは困ってくんで、その対策を踏まえた上での、この予算化なのか。そ
の点について、何点か質疑したんですけど、お願いいたします、答弁。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。確かに議員おっしゃられるとおり、
農業振興に資するための委託料としてとらまえてございます。その中で具体的に申し上げ
ますと、この農地の情報を開示することによって、その農地の集積化、流動化を促進
して、農業の担い手をより一層増やしていこうという国の施策に則った事業でございま
す。以上でございます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

いつ頃というお話でしたけども、ポンプの作動が止まったのがですね、10月20日でご
ざいます。この原因につきましてはですね、少々いろいろ調べておりますけども、この
温泉がですね、平成7年に掘削をされたんですけども、それ以降ですね、井内の洗浄、
いわゆる掃除ですね、が1回も行われていなかったということがあります。それでです
ね、いわゆるスケールといわれる、温泉であればスケールというんですけども、例えば
空気に触れてですね、あるいは金属と反応したりしてですね、いわゆる湯の華ってご存

じやと思いますけど、そういう状態です、固まるということがあるんですけども、いろいろケースとしてはあるんですけども、うちの場合は泥状になったということで、泥状のものが溜まっていたということでございます。

それです、そういうことが今回ありましたので、今回の予算におきましてはですね、今後そういったことが起こらないような方法ということで、何をすればいいかということで、考えましたところですね、業者とも相談したところですね、やはりこれまで1回も清掃してないということが、やっぱり原因が大きいんじゃないかということで、今後、それをすることによってですね、こういったことが起こる可能性が少なくなるということがございますので、今回、井内の洗浄、浚渫洗浄工事でもですね、この中に含まれております。

ただそれにつきましてはですね、その場で直ぐにできなかったものですから、3月ですね、再度、3月の初旬ぐらいに、再度それを行うことによってですね、今後そういったことが少なくなるように、考えてございます。以上でございます。

東清剛議長

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

3点目の、その温泉施設の件なんですけども、今の平成7年から洗浄がされてなかったために、泥というか湯の華みたいなのが詰まってきたと、これは基本的に最初からの問題であって、やっぱり今回の泥の詰まりは、起こるべきして起こったという状況だと、僕は受けとめるんです。やはり、そこら辺のところをきちっとね、整備するときから考えてかないかということ、今後ね、やっぱり考えていただかんと、またこういうことが起こってくる可能性がある。今回は泥の詰まりをなくするために、今後は洗浄をする、これは当たり前のことなんです、こういうことは他のことでもね、十分気をつけて整備していただきたいと。

あと、いつ起こったかって、10月20日ということやったんやけども、これは今、泥の詰まった状態で、温泉は営業されているのか。これ今回ね、予算を認めるか、認めんかの話になってきますんで、その点について、何かちょっと言葉で、3月には、今回できなかったもんで、3月にはその洗浄の部分はどうのこうのって、今、言われたんですけど、まだ予算化されてないんで、まだされてない状況なんでしょうね。されてない状況で営業がされておるといことなんですか、その点についての答弁を求めます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

取替工事につきましては、既存予算を流用させていただいて、現在、もう既に工事は進め、終わってございます。ただ、その井内の洗浄工事、浚渫・洗浄につきましてはですね、3月に再度引上げを行った上で、やらせていただくということでございます。

それと、こういった泥がですね、溜まっている状況というのはですね、今回、初めて洗浄をさせていただくということなんですけども、ポンプがですね、2年に1回ほど引き上げてですね、それによって、いわゆる泥がですね、どの程度、溜まっているかという辺りも推測できると思いますので、そういった状況を見ながら、今後ですね、適時、洗浄などを行っていききたいというふうに考えております。

東清剛議長

次に、6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

全体的な規模でですね、1億4,400万円ですか、交付税が入ってきて、減ってきたと。その中でですね、3,500万円、先ほど中津畑議員がおっしゃったね、あれが不要になったと。それで、この起債のですね、3,150万円ですか、3,150万円を、起債を減額してますね、当初よりも3,160万ね。それと、ちょっとこれ前のほうで質問できなかったんですけども、7,200万円ばかりですね、結局、財調の積立金を減額しておりますね。トータル的に見ると、1億1,000万円ぐらいはですね、町の財産が増え、トータルですよ。そして、借金が3,100万ぐらい減って、それで、町の財産がですね、7,000万円ぐらい増えとるわけですね。

私は何か言いたいかという、1億4,400万円もらった中でですね、何も事業やってない。やり替えだけ、今おっしゃった、その2,400万円の古里のものは、これについてはですね、1業者がやっておってですね、何もその何ていうんですか、精査されておらない。こんなだったら、もう1本掘ってですね、ヒットアンドペイでやればですね、3,000万円も出せば1億でですね、掘れるんじゃないかというふうに、これも思います。

だから、お金が余ってきておるのをですね、ほとんど7割はですね、返済に回しね、7割、7割はほとんど預金に回しとるわけですよ。そんなもん地域活性するわけではない。何故こんな予算を組むのかなと思います。何もこれ、貧弱な予算や、これね。9月もそ

うやった。1億4,000万円のほとんどが、そういうお金に使われておるわけですよ。あとのそのマイナスの分とプラスの分とあるけどね、私に言わせたら1億1,000万円ぐらいの金がですね、返済に回り、返済のね、起債の、町長、聞いていますか。

尾上壽一町長

聞いています。

6番 瀧本攻議員

それから財政調整基金のですね、繰入をですね、また戻すというふうな予算になりますね。総務課長、そうでしょう。だから、そういうね、大雑把な、まとめて言ったらですね、この予算はですね、非常に貧弱な予算ね、だと思っんです。

それで、商工水産課長ね、そんな2,400万円、600万円ね、商工観光課長ですか。言うたらさ、そんな泥を頼むって、1社しか認めとらんのでしょうか。そんなもん華やか、温泉の華なんか、あんた、勝浦で常時、咲いておる、華は。そんなことするんやったら、もう1本掘ってですね、今、ヒットアンドペイでやったら、1億ぐらいで掘れるんと違うん。それで合併特例債を使えば、3,000万円とれるんやでき、その辺のことも考えてみたんかということが1点と。

もう1点はですね、この業者はどこの県の業者か。やっぱり地元の業者を育成する必要もあるんじゃないの。やっぱりランニングコストをみるためには、地元の業者を使うようなことをしたってもらわんと、直ぐに対応できない。それで、そのこれのいわゆる見積書もチェックする能力はないね。私、ちまたに聞いたらアメリカ製やというけども、アメリカ製って、いいわけじゃない。日本製のほうがいいわけやでね、その辺のところ、どうですか。総務課長、どうですか。予算の付け替えですよ。財政課長でもええわ。

東清剛議長

誰が答えますか。

下田副町長。

下田二一副町長

いろいろご指摘いただいた点なんですけれども、まず交付税のほうの増につきましては、今後、一般財源で使わせていただきますが、これまで財政調整基金を取り崩すこととしておりました分を減らさせていただいて、将来、例えば施設をつくっても、将来、維持管理費も出てきますし、それから、この先ですね、事業を行っていくにも財源が必要ですので、計画的に考えさせていただいているところでございます。

東清剛議長

続けてください。

下田二一副町長

町債の減額につきましては、事業費がですね、減少になりましたので、それに伴いまして、それに充当率を掛けたものが、起債額になりますので、事業費の減に伴って減額になったということでございます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

今回ですね、見積りをとらせていただいたところは、小櫛探鉱鑿泉株式会社というところで、静岡の業者でございます。議員おっしゃったようにですね、この、ここにつきましては、アメリカ製のポンプを利用してですね、温泉を掘っているということございまして、当時ですね、平成7年ですかね、このポンプシステムをですね、決定した経緯というのがございまして、深いところからですね、効率的に湯を汲み上げられるというふうなことで、このこのポンプシステムを、当時決定したというふうに聞いてございます。

特殊なものでございますので、地元業者さんではちょっと難しいということございまして、そこをお願いしているところなんですけれども、もう1本井戸をというお話ですけれども、もう1本、井戸を掘ると1億円でございまして、それにですね、例えば合併特例債が使えるかどうかというのは、ちょっと疑問なところがございまして、ほぼ一般財源でたぶんやらなければいけないのかなと思いますので、ちょっと財源的には厳しいかなというふうには思っております。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

やはり、こういう何っていうんですか、特殊なもんはね、できるだけ、静岡って、近いことは近いですよ。三重県内の業者もある。温泉もたくさんあるね、湯の山もある、榊原もある、ゴルフ場にもある。何故、この値段がですね、評価できんでしょう。だから、ヒットアンドペイでやればですね、昔、季の座がやったんでしょう、アメリカの何とかいうので5,000万円もらって1億の温泉を掘ったでしょう。アメリカの、農業政策の

ちょっと忘れましたがもね。

だから、これで完璧なものになるのかということの念押しをしてあるんですか。常に泥を掃除せんならん。それに維持管理せんならんのやから、その管理者はですね、少なくとも休みの日ぐらいはですね、それのですね、状況がどうなっておるかということ、常にチェックしておかんといかんのじゃないの。

それともう1点はですね、この古里温泉で剰余金もあると思うんですけども、もう剰余金もなくなったんじゃないの、その辺のところの答えをお願いいたします。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

常にチェックということでございますけども、ポンプのですね、いわゆる汲み上げの量とかですね、汲み上げの速度等についてはですね、計器類等でチェックはできると思いますので、その辺り、毎日ですね、チェックはかけております。ですので、その辺りでですね、変化等があった場合には、ちょっと注視しながらですね、今後、運営をしていきたいというふうに考えてございます。

それからですね、温泉のですね、これまでに貯めたものがあるんやないかと、それは全部使い果たしたんじゃないかというふうなお話なんですけども、今ですね、キャンプinn海山につきましては、平成18年からですからね、利益、相当分は積み立てを行っておりますけれども、古里温泉についてはですね、同じ時期に積み立てはしておりますけども、それについてはですね、既にそれ以上の修繕等がかかっているというのが現状でございます。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

課長、あのね、課長のおっしゃったのはね、機器のチェックじゃないんさね、流量を調べとるわけやね。だから流量計を見とるわけでしょう。これ流量計を見るのは当たり前の話ですわ。どんだけ流量計。我々でも水道を使えばですね、そこの流量計がついとるわけです、それをもって請求書がくるわけやから。僕は流量計のこと、言ってないんですよ。その上がってくる水をチェックしているんですかということ言うわけですよ。量のことを言ってないですよ。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

温泉の成分とかですね、その辺りについては、湯船等でですね、チェックはできると思うんですけども、流量計につきましてはですね、例えばポンプが故障している場合ですね、流量が少なくなるという傾向がございますので、その辺りでチェックをさせていただくということがございます。そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

東清剛議長

次に、8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

8番入江です。今の関連です。予算の修繕費の2,400万円ですね。課長がですね、これ言わんまいかいなと思ったんだけど、その平成7年当時のね、あなたが、このポンプの業者のことを言ったんで、あれしたんで、これはもう、このできた当時からですね、いわゆるわくつきの施設やったんですよ、これは。はっきり言って、できたら湯船が傾いていく、それで地質調査どんなやり方でやったんだというたら、幼稚園のところの地盤の、それを参考にしたとかね、あそこは埋立地だから、そういうところの中で、ポンプも替えてるんですよ。今、20年、約19年になるけど、あなた、替えてないって言ったけど、もう替えてるんですよ、ポンプは。途中で故障したことも。それで最初ね、1,000mのあれが、1,000mで出ないって言って、500m掘り下げましたね。

その当時に1 m 1万円というとった。しかし、今は5,000円でできます。だから、先ほど瀧本議員が言われたようにですね、やはりきちっとやっぱり調べた上の答弁をやっていただかなければですね、皆これ紀北町、合併してからの海山の方々が、みな知らない中で質問しとる。当時、私も議員だったから、これにいろいろなお金が、5,000万円追加、ポンプ1台1,500万円とか、2,000万円とか、パイプちょっと取り寄せておいてかんならんとか、いろいろな予算が出たからね、記憶にあるんですよ。

そやで最大の大きな問題は、湯船が、あの建物、傾いてたんやで。そんな大きなあれがあった、いわゆるわくつきのあれなんです。しかし、これは今、住民がやっぱり一番利用する施設だから、僕は20年経って、何もなかった中でね、今回はじめての修理費やと、これは致し方ないかなと、町長の言われる住民目線の1つの目玉の施設にもなるしね、そ

れである程度、利用客も増えてきたということもあるんですよ。

ただ的確なやっぱり答弁をしたってもらわな、質疑する方が知らない中でやった、答弁は間違つとるということになればね、これは大きなあれになるんでね、だから、今、先ほど1番、平野議員が言われたように、もうポンプも2回か3回替えている筈ですよ。あなたこのポンプのこと言ったんだったら、知つとるでしょう。経歴あるでしょう、これ。長島町時代に。これもね、短い期間でポンプを直したから、大きな問題になったんだからね。

それをやっぱり何もなかったというから、泥が詰まった、メンテナンスなんて、そんなもんじゃないん。替えている実績、あなた知っておつて言うとするんだったら、虚偽の答弁になりますよ、そんで。

ポンプの吸い上げる時のあれと違うんか。ポンプなんか。いやいやそう、僕はポンプへ向いて吸い上げたポンプのメンテナンスだと思ったからさ。ただ、ポンプも、あれ知ってる、どんな形しているか。パイプがあつて、それに沿つた、長細い一杯に詰まったポンプですよ、これ、特殊な。

しかし、アメリカ製というけどね、日本製もあるんですよ。あるの、日本製で。それで、こんなね、特殊なこれはみんな、誰やった、環境課長は誰やった。環境課長にも言っておくけど、特殊なもんはね、おたくら、いろいろRDFのあれでもそうだけど、これは何回も言おうとしたけども、今ちょうど引かかるから、特殊な事業でね。値段あつてないようなもんですよ。これを1社でやっておる見積りと、95%から98%落札する。

競争入札をしろつていうて、ある程度、業者を入れよと、ある程度、地元の業者も入れんかと、一番近くていいやないかと、入れると一遍に競争入札からやね、やらずとね、その時になると入札のあれがね、一発に下がつてね、50%から60%に下がる。こんなある。ただ私は言いたいのは、そういうね、一言今度、環境課長のほうにも、ちょっと振つていたけどね、もうこれもまた後でやります。

その中でね、この予算的には、やっぱり町民が使う施設だけに、いいんだけど、やっぱりその入札するにも適切な、やっぱり入札をしてですね、適正な中で、今まではあなた言っておつたのは、1m1万円のときの予算です。今、もう5,000円以下ですよ。季の座のときから、あれはもう5,000円ですよ。あれは、いろんな関係の中で、私はもう言いませんけど、1万円で見積りをもってやったけどね。だけど、やはり町の中で財源がどうのこうのというんだったら、あなたたちがしっかり勉強してね、あなたたちが値段を

つけて、これは業者が値段をつけるんでしょう。建設だったら建設課長、ある程度の試算としてつくるわな、町の。こんなんは、あなた方は見積りをもらって、相手が見積もった金額をつくるわけでしょう。そこが大きなあれになるからさ、やっぱりそこもやっぱり、勉強してね、勉強してやっぱり何が適正な価格か、どういうふうにしたら、もっと安くできるかというようなあれも、勉強して励んでいただきたいと思いますけど、どうですか、課長。

それで、その今、言ったように、長島でやったときの経過は、あんた知っていたですか、どうですか。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

値段についてはですね、おっしゃるとおりでございます、特殊なものということになりますので、なかなかですね、ほかと比較できないというところがあって、非常に難しいところがございますけども、業者さんとですね、例えば値引き交渉をしっかりとするとかですね、その辺りも含めまして、安くできるような方法をですね、今後も考えたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

それから、旧紀伊長島時代に建てた、例えば傾いたとか、そういったお話は聞いております、はい。

8番 入江康仁議員

ポンプ替えてしたのは、あるということ。

濱田多実博商工観光課長

ポンプはですね、何年間に1回は交換しとるということで、最近でも、昨年4月に交換をさせていただいていますし、その前にもですね、しておりますので、何回かはさせていただいておるといのは聞いております、はい。

東清剛議長

他に質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

東清剛議長

次に、日程第13 議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

東清剛議長

次に、日程第14 議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

日程第15

東清剛議長

次に、日程第15 議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

東清剛議長

次に、日程第16 議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

東清剛議長

次に、日程第17 請願案件を議題といたします。

お手元に配付した請願文書表のとおり請願1件を受理することとし、別紙文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

谷事務局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読いたします。

平成26年12月紀北町議会定例会

平成26年12月9日

請願文書表

種別 請願第8号、受理月日 平成26年12月2日、件名 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願、請願書の趣旨 年金削減を取りやめ、そのための「マクロ経済スライド」廃止及び「最低保障年金制度」の実現を求める意見書を提出していただきたい。

請願者住所及び氏名 三重県年金者組合 牟婁支部長 岩見雅夫

紹介議員氏名 中津畑正量

付託委員会は教育民生常任委員会となります。以上でございます。

東清剛議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、別紙文書表のとおり所管の委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

委員会付託

東清剛議長

それで、先ほど申し上げました一部事務組合等の開催についてを、もう一度改めて申し上げます。紀北消防組合議会は12月24日、水曜日、午前10時から、いいですね。それで同じく12月24日、午後1時30分から紀北広域連合議会を開きます。また、荷坂やすらぎ苑協同組合は12月26日、金曜日、午前10時から開催との予定です。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案件につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、特別委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託す

ることに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月10日、水曜日、明日は、総務産業常任委員会、12月11日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となります。委員会の運営にあたっては、各常任委員長において取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 1時 52分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 3 月 3 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生